

# 新技術等効果評価委員会の概要

令和3年12月7日  
第1回新技術等効果評価委員会資料

# 新技術等効果評価委員会（設置）

## ○産業競争力強化法

第十四条の二 次に掲げるものを行うため、内閣府に、新技術等効果評価委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

- 一 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 二 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 三 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

## ○新技術等効果評価委員会令

第九条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第八条第一項の規定により内閣官房に置かれる内閣参事官のうち同令第九条第一項の規定により命を受けて委員会の庶務への協力に関する事務をつかさどるものの協力を得て処理する。

# 新技術等効果評価委員会（主な職務等）

## 1 主務大臣に対する意見

- 主務大臣が、申請された新技術等実証計画の認定をするか否かを判断しようとする場合（法第8条の2第4項）において、主務大臣に対して意見を述べる（※）
- 申請された新事業活動計画の認定をするか否かを判断しようとする場合（法第9条第4項）において、主務大臣が必要と認めるときは、主務大臣に対して意見を述べる（※）

## 2 内閣総理大臣を通じた勧告

- 主務大臣が規制の特例措置の整備や計画の認定の判断に際し、新技術等効果評価委員会の意見を踏まえて検討を行っていない場合、必要以上に検討に時間を要している場合などにおいて、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をする

## 3 主務大臣等に対する報告等の徴収

- 主務大臣又は計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求める

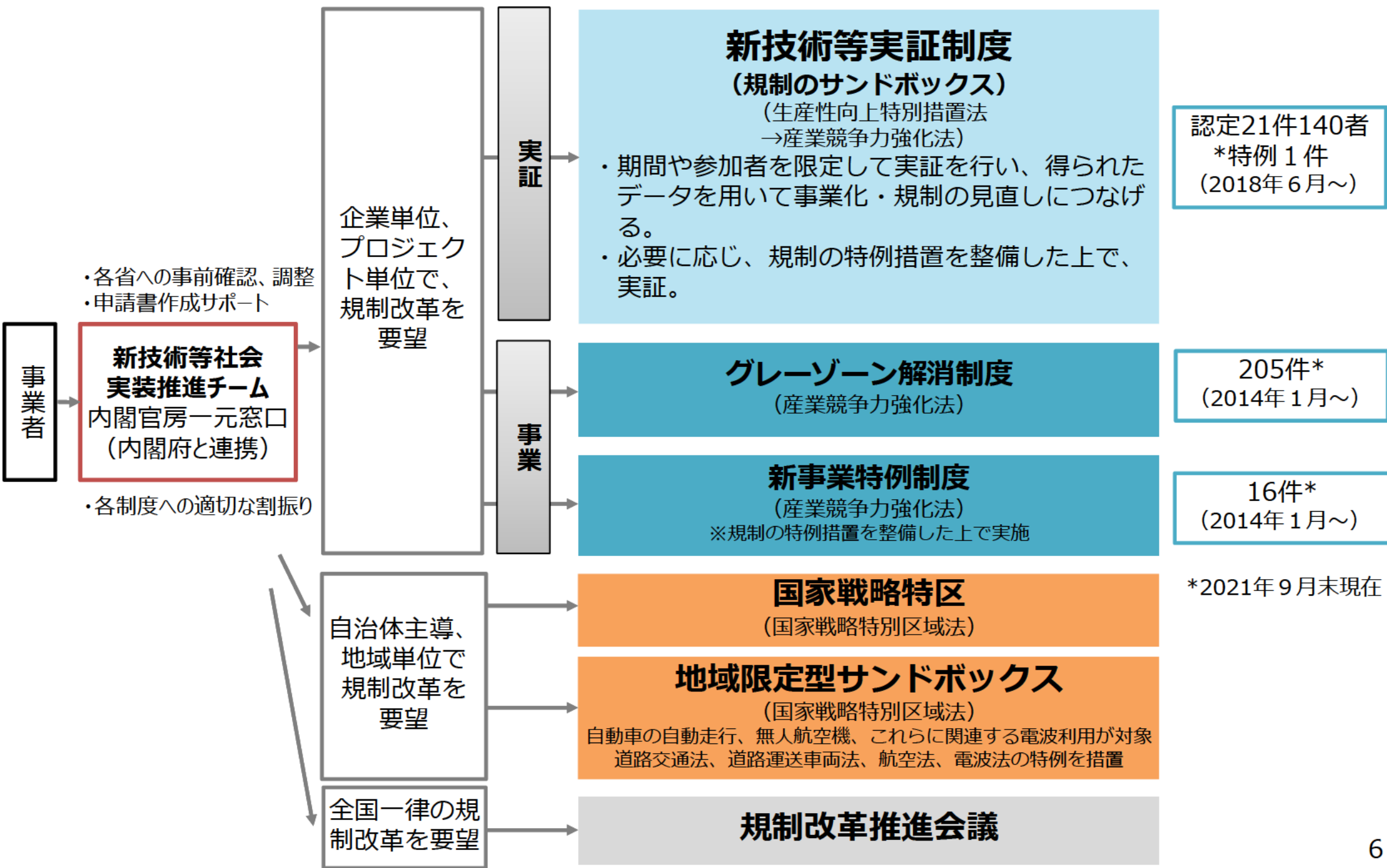
※主務大臣は、新技術等実証計画が法第8条の2第4項各号、新事業活動計画が法第9条第4項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとされている。

- 基本方針に照らし適切なものであること
- 新技術等実証又は新事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれること（新技術等実証の場合は参加者等の同意の取得を含む）
- 法及び法に基づく命令並びにその他関係法令に違反するものでないこと

- 1 新技術等効果評価委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 2 新技術等効果評価委員会に付される調査・審議事項について直接の利害関係を有する委員は、当該事項の審議及び議決に参加させないこととするなど、調査・審議を公平かつ中立的に行う。
- 3 新技術等効果評価委員会における議事の記録及び資料は、営業上の秘密等を除き、原則として公表することし、透明性を確保する。

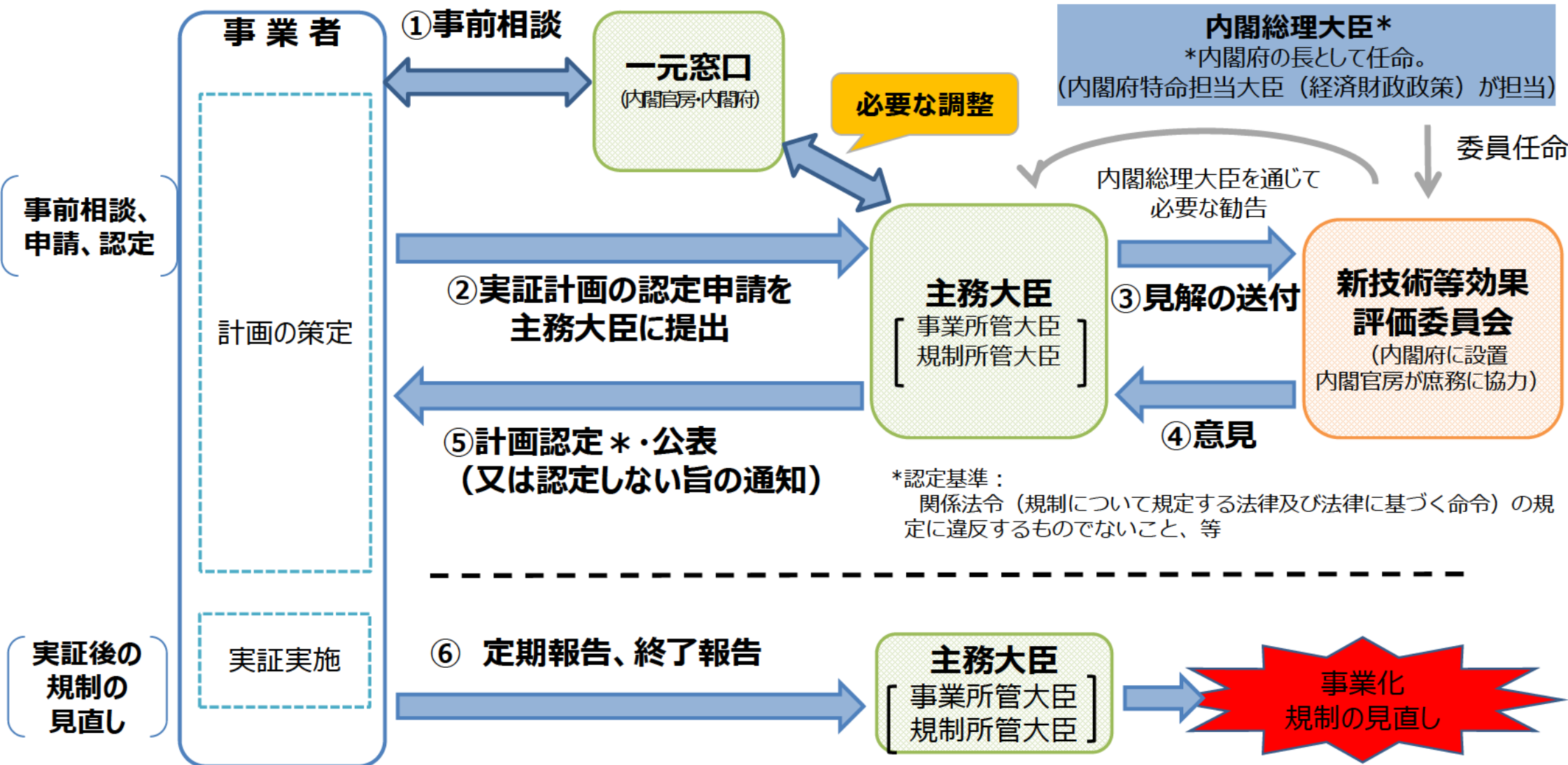
**(参考資料)**

# 規制のサンドボックス制度の位置づけ、一元窓口



# 規制のサンドボックス制度の仕組み

基本方針（認定に関する基本的な事項、等）：内閣総理大臣（内閣官房）が案を作成、閣議決定



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望（プロセスは計画認定と同様）。  
新事業活動に係る規制の特例措置、計画の認定に関しても、主務大臣が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くことができる。

# 申請書の記載事項

## 1. 新技術等実証の目標

## 2. 新技術等実証の内容

- (1)新技術等の内容、新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
- (2)新技術等の実用化の可能性について行う実証の内容及びその実施方法
- (3)新技術等に関する規制についての分析の内容及びその実施方法

## 3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

## 4. 参加者等の具体的な範囲及び同意の取得方法

## 5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 6. 規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

## 7. 規制の特例措置の内容（適用を受けようとする場合）

## 8. その他新技術等実証の実施に関し必要な事項